

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土づくり本部・森林整備課

法令名	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	法令の番号	平成7年法律第88号		
不利益処分の種類	都道府県緑化推進委員会への必要な措置の命令	根拠条項	第10条		
処分基準	<p>都道府県知事は、第6条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>「改善が必要な場合」とは、募金の目的外使用、運営協議会での審議以外の事業の実施などが考えられるが、事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を具体化することは困難。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 森林整備課	交付機関 森林整備課	目次NO